【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年６月24日
【会社名】	本多通信工業株式会社
【英訳名】	HONDA TSUSHIN KOGYO CO. , LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　佐谷　紳一郎
【本店の所在の場所】	東京都品川区北品川五丁目９番11号　大崎MTビル
【電話番号】	03(6853)5800(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理グループマネージャー　　水野　修
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区北品川五丁目９番11号　大崎MTビル
【電話番号】	03（6853）5800（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理グループマネージャー　　水野　修
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、平成26年６月23日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年６月23日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　剰余金処分

期末配当に関する事項

当社普通株式１株につき金12円　総額144,651,420円

第２号議案　定款の一部変更　（下線部分は変更箇所を示しています。）

現行定款	変更案
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １～２（省略） （新設） ３．前各号に附帯または関連する一切の業務	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １～２（現行どおり） ３．発電および売電に関する事業 ４．前各号に附帯または関連する一切の業務
（自己の株式の取得） 第７条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	（削除）
第８条～第20条（省略）	第７条～第19条（現行どおり）
（任期） 第21条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２（省略）	（任期） 第20条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２（現行どおり）
第22条～第39条（省略）	第21条～第38条（現行どおり）
（新設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第39条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
（剰余金の配当の基準日） 第40条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。 ２　前項のほか基準日を定めて剰余金を配当することができる。	（剰余金の配当の基準日） 第40条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。 ２　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。 ３　前２項のほか基準日を定めて剰余金を配当することができる。
（中間配当） 第41条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日を基準日として中間配当をすることができる。	（削除）
第42条（省略）	第41条（現行どおり）

第３号議案　取締役４名選任の件

取締役として、佐谷紳一郎、大西浩司、山本正美および平松真吾を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第１号議案	77,111	245	－	（注）１	可決（99.68%）
第２号議案	77,082	274	－	（注）２	可決（99.64%）
第３号議案					
佐谷紳一郎	76,984	372	－		可決（99.51%）
大西浩司	77,164	192	－	（注）３	可決（99.75%）
山本正美	77,134	222	－		可決（99.71%）
平松真吾	77,134	222	－		可決（99.71%）

（注）１．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成

２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上の賛成

３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以　上